

令和元年10月4日  
総務部職員課

### 江東区職員の退職手当に関する条例の一部改正について（概要）

項目	条例	内 容
改正の趣旨		地方公務員法の一部改正により新たに会計年度任用職員制度が創設されるとともに、成年被後見人及び被保佐人が欠格条項から削除されることに伴い、条例の一部を改正する。
勤続期間の計算	第11条	都職員等と扱われる者のうち、引き続いて職員となった場合においても在職期間を引き継がない者を規則で定める旨規定する。
欠格条項	第16条	成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項に係る規定を削る。
附則		令和2年4月1日から施行する。 ただし、欠格条項に関する改正規定は令和元年12月14日から施行する なお、附則において経過措置を定める。

江東区職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、東京都の職員、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年東京都条例第19号)の適用を受ける職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として規則で定める法人(以下「規則法人」という。)の職員(以下「都職員等」という。)から引き続いて職員となった者(その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となった者のうち区長が特に必要と認めた者に限る。以下この項において同じ。)の都職員等としての引き続いた在職期間並びに職員が都職員等となり、引き続いて職員となったものの先の職員として引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第12条～第15条 (略)</p> <p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、東京都の職員、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年東京都条例第19号)の適用を受ける職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として規則で定める法人(以下「規則法人」という。)の職員(規則で定める者を除く。)(以下「都職員等」という。)から引き続いて職員となった者(その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となった者のうち区長が特に必要と認めた者に限る。以下この項において同じ。)の都職員等としての引き続いた在職期間並びに職員が都職員等となり、引き続いて職員となったものの先の職員として引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第12条～第15条 (略)</p> <p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務</p>

の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2～3 (略)

第17条～第24条 (略)

の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2～3 (略)

第17条～第24条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項第2号の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第11条第5項の規定は、令和2年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。